

# 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル

Ver. 5.0

令和6年2月

環 境 省  
経済産業省

# はじめに

本マニュアルは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」について、各事業者が報告対象かどうかを判定し、温室効果ガス排出量を算定・報告するために必要な事項を解説するものです。

主に本制度の報告対象となる事業者向けに記載していますが、制度を運用する国、地方公共団体その他の関係者が本制度を理解するために用いることもできます。

## ---◇---◇---◇---◇---◇---◇---**マニュアルの構成**---◇---◇---◇---◇---◇---

本マニュアルは、以下の3つの編で構成されています。

### ■第Ⅰ編 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の解説

制度の概要として、制度の背景、枠組み、権利利益の保護、排出量の公表、他の制度との関係を解説します。

### ■第Ⅱ編 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定方法を解説します。この制度では、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスは排出量を算定した上で対象かどうかを判定しますので、以下のよう  
に報告対象者の判定方法から報告時の算定排出量の算定方法までを解説します。また、調整後温室効果ガス排出量の算定方法についても解説します。

- ・報告対象者の判定方法
- ・算定方法の概要
- ・活動別算定方法

### ■第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

本制度で必要となる（又は提出できる）報告書等の提出方法、記載方法を示します。